#### 意 事 頂

 $\mathcal{O}$ 

ル ~°

ン

ŧ

た

は

里

色

 $\mathcal{O}$ 

ス

Þ

プ

で

眀

膫

に

記

載

L

7

<

だ

×

L

 $\bigcirc$  $\bigcirc$ 申に証あ証 請な明っ明 容すの場本 にす証合付 明は後 Н മ 訂 な 点 Æ が は で あ a る ま 場 ያን なせ 合 月 る DI は  $\mathcal{O}$ 別 合 で 途 り請 要 ま内 す容 書 のを 面 で+  $\mathcal{O}$ 十分 提 分確 出 て 注 認 意し 求 した z X て後 いく提 る 期だ出 間さし が 経いて あ < 渦 だ ま は、 z い な お 記 請 載 を 事 す 項

る

に

誤

n

が

※ 自動車を運輸支局に登録(新規登録・変更登録・移転登録)する場合に必要となる書面です。

- 新車を取得する場合(ナンバーが付いていない場合)~自動車販売業者の方に確認してください。
- 中古車を取得する場合(ナンバーが付いている場合)~自動車給否証の内容と同じに記載してください。

車 保 管 場 所 証 明 申 請

- 数字とローマ字をハッキリと区別して記載してください。次の間違いがしばしば見受けられますので、提出前に十分 確認をお願いします。
- ※「0(ゼロ)とO(オー)又はD(ディ)、1と[(アイ)、2と7、7と9、8とB、9とP、V(ヴィ)とU(ユー)]などに注意してください。

#### 自動車保管場所証明申請書 亩 名 自動車の大きさ 重 台 番 号 \_ トヨタ TA-ZZE122 ZZE122-12345 例えげ トマタ・プリウスの場合「トヨタ」と書きます 髙 × ァンチメート 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ荘102号室 自動車の使用の本拠の位置

自動車の保管場所の位 東京都千代田区霞ヶ間2丁目3番4号 かすみ駐車場 No.

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

# 13

警察署長殿



自動車保管場所証明

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

月

警視庁

警 察 署 長

使用 自己他人 権原

日本 二郎 氏名 連絡先 電話 03 (3581) △555

品川55001234 新規 車両 前車 番号 現車

新規を選択した場合、記載の必要はありません。

# 使用権原欄

申請する車庫の「所有者」に○印を付けます。

- 申請者所有~自己に○印を付け、「自認書」を添付します。
- ・他人所有~他人に○印を付け、下記書面のうち

いずれか「一通」を添付します。

- ①保管場所契約書の写し
- ②駐車場料金領収書(契約書のない時)等
- ③保管場所使用承諾証明書
- ・共有地〜共有に○印を付け、共有者全員の使用承諾書を 添付します。

### 連絡先欄

申請内容について、 (氏名・電話番号)を 記載してください。

### 新規•代替欄

申請する車庫の状況について、新規・ お尋ねできる連絡先し代替のいずれかに〇印を付けます。

- ・新規~初めて使う車庫で、まだ証明書 の交付を受けていない場合
- ・代替~今まで使っていた車庫で、既に 証明書の交付を受けている場合

## ※ 申請者の住所地と本拠の位置が異なる場合 ※

使用の本拠の位置の確認書面として 電気・ガス等の公共 料金の領収書、消印のある郵便物、運転免許証、自動車検査 証(軽自動車に限る)等、居住又は営業所等が確認できる資 料の提出をお願いします。

※追加資料の提出を求めることがあります。

#### 自動車の大きさ欄

ヤンチメートル単位で、右詰めで書きます(3)単位以下切り捨て)。

#### 使用の本拠の位置欄

「個人の場合]

実際に居住する場所の所在地を記載します。通常は、住民 票の住所と同じです。

《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません。》 [法人の場合]

実際に営業を行う事業所の所在地を記載します(本社・支社 等の所在地).

《通常、役員の自宅や社員寮等は、法人の使用の本拠とはな りません。》

# 保管場所の位置欄

- 駐車場の所在地を住居表示で記載します(住居表示がな い場合は、地番もしくは直近の番地を記載)。
- 使用の本拠の位置から2km以内です。

#### 由請者欄

申請者欄に記載する住所・氏名等は、警察署窓口に書類を 提出する方ではなく、自動車の使用者となっている方の住所・ 氏名です。

[個人の場合]

住民票または印鑑証明書の住所と氏名を記載します。 [法人の場合]

登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を 記載します。

# 所在図が省略できる場合

使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一の場合、また は次のいずれにも該当する場合は「所在図」の記載(添 付)を省略することができます。

- ※「配置図」を省略することはできません。
  - 自動車買い替え時等の自動車の入れ替えである。
  - 使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車 と変更がない。